

宮崎県立看護大学教授会規程

平成 29 年 4 月 1 日

規程第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎県立看護大学学則第 10 条第 2 項の規定に基づき、教授会の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 教授会は、教授、准教授、事務局長、総務課長をもって構成する。

2 事務局長及び総務課長は、議決に加わることはできない。

3 学部長が必要があると認める場合は、構成員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(審議事項)

第 3 条 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、次に掲げる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(1) 学生の休学、転学、留学、退学及び表彰

(2) 学生の厚生補導

(3) その他大学の教育、研究及び地域貢献に関する事項

(会議)

第 4 条 教授会は、定例会議及び臨時会議とし、学部長が招集する。

2 定例会議は、原則として毎月 1 回開催する。

3 教授会の構成員の 3 分の 1 以上の者から臨時会議の招集の請求があるときは、学部長はこれを招集しなければならない。

(議長)

第 5 条 教授会の議長は、学部長とする。

2 学部長に事故があるとき又は欠けたときは、学部長の指名する教授が議長の職務を行う。

(定足数)

第 6 条 教授会は、議決権を有する構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第 7 条 教授会の議事は、議決権を有する出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第 8 条 教授会の事務は事務局において処理する。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。